

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則

○福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

規則

福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第三十五号

福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則（平成五年福島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二条第二項中「（修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者である場合にあつては、親権者、後見人又はこれに代わる者と知事が認めた者）」及び「成年者であつて」を削る。

様式第一号中「㊸」を削る。

様式第二号を次のように改める。

様式第五号及び様式第七号から様式第十号までの規定中「㊸」を削る。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附則

（食品生活衛生課）